

## 会 議 録

附属機関又は会議体の名称		令和2年度豊島区特別職報酬等審議会
事務局(担当課)		総務部 総務課
開催日時		令和2年12月23日(水) 午後1時30分 ~ 午後14時35分
開催場所		区役所9階 第2委員会室
出席者	委員	石原 裕、加藤 竹司、木川 嘉一、鈴木 利治、中島 義春、 福田 房子、守屋 仁子、山口 実、山本 道子
	事務局	副区長、総務部長、教育部長、総務課長、人事課長、 総務グループ係長、給与グループ主査、総務グループ主任
公開の可否		一部非公開 傍聴人数 0 人
非公開・一部非公開の場合、その理由		豊島区行政情報公開条例第7条第2項に掲げる非公開情報を扱う場合があるため
会議次第		議 事 (1) 開 会 (2) 諮 問 (3) 資料説明 (4) 質 疑 (5) 閉 会

## 審 議 経 過

### 議事

- ・本審議会は、区長より「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長および教育長の給料の額等について」諮問を受けた。
- ・事務局より資料について説明した後、質疑応答を行った。

### (説明資料・参考資料)

- ・23区 年収一覧 (区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員)
- ・当審議会の開催経過及び報酬等改定経過
- ・区議会議員及び特別職の報酬等特例的減額経過
- ・手取給与額推移 (区長、副区長、教育長)
- ・議員報酬手取額
- ・政務活動費会派別支給状況
- ・令和2年 特別区、東京都及び国の給与改定勧告及び報告の概要
- ・令和2年 特別区人事委員会勧告の概要
- ・課税標準額の区分別納税義務者数の推移 (豊島区、23区)
- ・生活保護受給者の推移
- ・国民健康保険料の滞納世帯数の推移/国民健康保険の資格証・短期証発行の推移
- ・就学援助認定者の推移 (小学校・中学校)
- ・豊島区職員手当の種類と概要
- ・令和元年度豊島区普通会計決算について (別冊)
- ・豊島区人事白書 (別冊)

総務課長：定刻となりましたので、ただいまから令和2年度豊島区特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

皆様、ご多忙の中、またコロナ禍の中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

後ほど会長を互選していただくまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日開催いたします審議会ですが、改選後第1回目の審議会となっております。皆様の任期は、豊島区特別職報酬等審議会条例第4条の規定により、令和4年4月29日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員のご欠席はなく、全員ご参加いただいておりますので、定足数を十分満たしている状況でございます。

それでは、審議に先立ち、豊島区特別職報酬等審議会条例第5条に基づきまして新たに会長を選出していただくこととなります。

よろしければ事務局案をお示ししたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

総務課長：それでは、会長につきましては、A委員にお願いしたいと存じます。委員の互選によって定めることになっております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

総務課長：では、会長をA委員に決定させていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは、以降の進行は会長にお願いをいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長：皆様方のご協力をいただきながら、会の運営を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

なお、あらかじめ職務を代理する方を決めておきたいと思ひます。特別職報酬等審議会条例第5条第4項によりますと、会長が指名することになっておりますので、私からご指名申し上げます。B委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

会長：皆様のご了承が得られましたので、B委員よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、豊島区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

区長より本審議会に対して諮問がござひます。本日は、区長に代わって齊藤副区長より頂戴したいと存じますが、それでは、よろしくお願ひいたします。

(諮問の写し配付)

齊藤副区長：諮問第1号、豊島区特別職報酬等審議会会長、鈴木利治様。豊島区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長、教育長の給料の額等について、でございます。

令和2年12月23日、豊島区長、高野之夫。

どうぞよろしくお願ひいたします。

この1年間、豊島区の職員は本当に大変な思いをして、コロナ対策に立ち向かってまいりました。職員については、まだ経済の影響が本格的に民間企業へ反映されてない部分もあり、人事委員会勧告ではそれほど給料が下がりませんでした。来年度は確実に影響が出てくると思ひているところです。

そういう中で、特別職、議員の皆様についても、報酬の在り方につきまして、皆様に

しっかりご議論いただいて、方向性を示していただきたいと思っております。

それでは、区長に代わりまして諮問申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。会長よろしくお願いたします。

会長：副区長、ありがとうございます。なお、副区長は公務のため、ここで退席となるということですのでご了承ください。

齊藤副区長：よろしくお願いたします。

会長：続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

総務課長：傍聴希望者はいらっしゃいません。

会長：ではここで、本審議会の審議並びに会議録の公開に関して、事務局より説明がございます。

総務課長：本審議会の公開に関しましては、原則公開でございます。審議の対象が個人情報にかかる場合には、そのことを明らかにした上でそれ以降を非公開とするという形をとらせていただいております。

会議録については、委員の固有名詞は省き、同一会議録の中では、同一人を同一の記号等で表記した上で、要点で会議録を作成することとし、会議の公開としてきたところ です。

今期の取扱いにつきましても、これまでと同様の取扱いにいたしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

会長：ただいま説明のありました、本審議会の会議の公開並びに会議録の在り方について、ご意見のある方があれば、お聞かせいただけますでしょうか。

特になし、従来どおりということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：では、会議の公開並びに会議録の公開に関しましては、これまでと同様の取扱いといたします。

次に、事前にお送りしていた資料について、事務局から説明をお願いします。なお、机上に追加資料が置かれているということです。追加資料も含めて、事務局から資料説明をお願いいたします。

総務課長：(資料説明)

人事課長：(資料説明)

会長：以上で資料の説明が終わったところですが、もし質問があればこれからお受けしたいと思います。本日の審議では、皆様それぞれのお考えを出していただき、ご意見をまとめさせていただければと思っております。

本審議会に対する諮問、特別職、区長、副区長、教育長の給料月額、それから議長、副議長、委員長、副委員長、議員の報酬についてお考えいただければと思います。

先ほど、資料でご紹介をいたしました、特別給、いわゆるボーナスは諮問の対象外ですが、月例給を考えるにあたってボーナスを含めた年収ということを念頭に置いて、議論をいただくのが通例ですので、諮問対象外のボーナスについての資料もいただいております。

ではまず、質問等ございましたらお受けして、それが終わったところで皆様方の諮問についてのご意見を頂戴したいと思います。それでは、どうぞ。

(質問なし)

会長：資料について特に質問はないようですので、私から若干補足させていただきます。

期末手当について、条例の附則で対応したということでしたが、これは、条例の本則を改定すると、本則で支給月数が決まると、それを変更するときに条例そのもの、本体を直すということになるわけです。附則で対応したというのは、令和2年の期末手当、勤勉手当についての月数を0.05か月減ずるというものをつけたということです。

そうすると、令和3年については、本則を改定しておりませんから、本則の減る前の数字になるということ。来年どうするかは、来年決めることで対応したということです。

それから、資料によると、0.05という刻みで減らしている区が多いですが、3区ほど0.04という区があったので、事務局へ確認しましたところ、0.05に相当する金額を特別職の給料等に換算したらどれくらいになるのか、一旦金額に置き換えて月数に直したところ0.04になったということです。考え方としては、一般職が0.05減るのならば、特別職も痛みを分かち合おうということになった、という説明でございました。

それから、冒頭、人事課長からお話がありましたが、例年国の人事院勧告も含めて、月例給とボーナス、一体化して勧告が出るというのが普通ですけれども、本年は、コロナの関係があって、民間の調査を先行して人事委員会として整理できたのが賞与で、月例給は少し時間がかかったため、二段構えになったということです。

この審議会に諮問がされているのは、月例給をどうしますかということでありまして。参考までに言うと、職員については据置きという勧告が12月3日にされているということです。これには条例で対応するとされておりまして。といっても、職員の月例給について改正しなければそのまま据え置きということなので、特に何もしないということが対応ということになると思います。

C委員：この審議会、初めてなので教えてください。資料2、9ページに、今までの当報酬審議会の開催状況が書いてあります。その中で答申どおり実施とか、あるいは見送りというのがあります。今、会長から答申どおり実施についての説明がありましたが、見送りというのは、報酬審議会を開催しなかったのか、審議会で検討したけれど、報酬審議会の答申どおりではなくて見送りになったのか分からないので教えてください。

会長：総務課長。

総務課長：令和元年度の例を申し上げますと、報酬審議会を11月5日と12月13日の2回、開催しています。その審議の結果、答申では、特別職、議員ともに月例給与を0.15%上げるべきという答申をいただいております。

その答申をもとに、庁内で設定しております給料等検討委員会で、答申を参考にどうするかといったことを検討した結果、昨年度につきましては見送りという形をとらせていただいたという経過です。

C委員：分かりました。その答申では、行政からは0.15%上げたい、報酬審議会ではそれでよろしいのではないかという結果になったけれども、最後、行政でもう一回調整して上げなかったと、それで見送りということですね。

会長：総務課長。

総務課長：行政から皆様に諮問をさせていただく場合には、上げるべきとか、下げるべきとかいうことではなくフラットな形で、いかがいたしましょうかという形で諮問をさせていただいております。その結果、0.15%上げるべきだといった答申をいただいたのですが、そのもとに検討した結果は、見送りとなった状況です。

会長：去年は、皆様から意見を頂戴したところ、過去、豊島区では行政改革ということで、給与、報酬を大幅に引き下げたことがありました。特に区長が月例給、それから給与の年間の額、ボーナスの年間の額、いずれも23区で最下位ということもありまして、やはり率先して行政改革に取り組んで、その後の成果も上がっているのだから、少しは見直したほうがよろしいのではないかとのご意見があり、些少ですが、0.15%程度月例給を引き上げるべきであると答申を差上げたのですが、諸般の事情に鑑みて、やはり引き上げということはできない、審議会の答申は答申として尊重するけれども実施しなかった、ということです。

C委員：分かりました。ありがとうございます。

会長：資料についてのご質問がほかになれば、月例給与、報酬について一般職員は据置きという状況であるということ、その他に鑑みて、特別職の給与、報酬について額をど

うするか、どうするかといっても、下げる、据置き、若干上げると、この三つしかないわけですが、各委員からご意見を承りたいと思います。D委員から、結論とどうしてそのような結論になるのかというご意見を頂戴したいと思います。

D委員：議員の報酬を見ても、民間の上場会社の課長くらいの給与だと思いますので、この時期なので下げたほうが良いという意見もあるかもしれませんが、私は据置きでいいのではないかと考えております。

会長：では、E委員いかがでしょうか。

E委員：区長の給与は23番目でしたが、頑張っているのでも、何とか少しでも上げてもらいたいと思います。

会長：区長は23区の中で、このところずっと最下位という記録を保持しているということで、E委員は、少しは上げていいのではないかとご意見。年額にすると必ずしも区長と違って最下位というわけではない他の特別職、副区長、教育長、それから議会関係は若干見直してもよいのではないかと、具体的なパーセンテージがあるということではなく、少なくとも区長について考えたらよいのではないかとご意見の方針でよろしいでしょうか。

E委員：こんな時期ですが、そう思います。

会長：F委員、いかがでしょうか。

F委員：基本的にはE委員に全く賛成なのですが、その前に、特別職だから、職員の給与等に沿うものではないと思う。ここで一つ質問なのですが、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所に対する平均値が民間の給料という数字ということですね。

会長：人事課長。

人事課長：民間給与の調査ということで、ご指摘のとおり、50人以上の規模のところですね。同じ年代とか同じ役職とかで単純な平均ということではなくて、そういう比較もしてございます。

F委員：分かりました。これは、特別区内というと豊島区ですか。

人事課長：いえ、23区です。

F委員：なぜ、こういう質問をしたかと申しますと、事業規模50人以上というのは、ある程度の規模を持った会社です。今コロナ禍で非常に苦しい思いをしているのは、まさに零細企業なのです。零細企業の、従業員10人以下の会社というのは、当然、この額には絶対いっていません。

上場企業、それから中小企業、零細企業の年収総額を大雑把に計算すると、零細企業の約2倍から3倍ぐらいが、上場会社の年収収入に当たると思います。私が言いたいのは、職員の給料が高いとかではなくて、全般的にある程度の給与を高めていかないと、経済が動いていかないというのは、学者の言うとおりです。私自身が零細企業の経営者で、非常につらい状況を過ごしております。零細企業というのは、なかなかこの平均給与に至っていかない訳です。実際には、年収400万円ぐらいが全国の平均値の給与です。それから考えると、高いところ、低いところあると思いますけれども、全般的になべていただきたいというのが私の希望です。ただ、こういうコロナ禍の情勢の中において、冒頭申し上げた区長の給料があまりにも安いと、E委員がおっしゃったとおりだと思います。この時期で上げるわけにはいかないとは思いますが、ほかの特別職の方々は、大体23区の平均値にあると思いますので、突出して少ない区長の給料、これは前回の審議会で申し上げたのですが、このコロナ禍でありながらも、一番頑張っている区長の給料をもう少し上げてもらいたいのではないかというのが、私の意見です。

会長：ありがとうございます。ではC委員、どうぞ。

C委員：先ほど来、説明の中で、職員の皆さんは人事委員会の勧告に基づいて、0.05減額とされているということなので、また議員も期末で下げているという中では妥当だろうと基本的に思います。

やはり民間を調べて、人事委員会でそういう数字が出ている。今、F委員からお話がありましたが、零細企業は、こんなコロナ禍の中でもらっているのかという感じはするのですが、ただ、それなりの重責を担っている議員の皆様方、区長、特別職の皆さんは責任があると思うので、そういう意味での給与、報酬は、それなりに必要だろうと思います。

また23区の中でも、際立って区長の給料が低いので、上げられれば上げてあげたいという心情はありますが、区長の政治判断もあるでしょうから、これはこれで妥当だと思っております。話は変わりますが、地域手当に関して、この資料の中で説明はなかったのですが、23区は全区にあります。ただ、全国的には地域手当は廃止しているところもあるのに、なぜ23区には残っているのか。豊島区だけが廃止しようと言ってもそれは無理なことで、優秀な人材が豊島区に来なくなってしまうということも考えられるので、こういう問題は、23区全体として考える必要があるのではないかと考えております。

会長：結論としては、区長の月例の給与報酬については据置きでやむを得ないということですね。



地域手当ですが、これは創設された時に額が増えたのではなくて、1という給与の中を基本給と地域手当に区分けした、総額は変えずに基本給部分と地域手当部分に区分けしたという経緯があります。

国家公務員の場合には、転勤がありますので大変意味があります。東京のように物価の高いところから、物価の安いところに転勤した時に、その凸凹をなくすという意味があったのです。地方公共団体においても差がある場合もあり得るということを考慮されたのでしょうか、区の職員は、あまり地域手当というところでの話ではないと思います。ただ、全国一律の制度設計だったもので地域手当がありますが、地域手当というものは、創設されたときに増えたのではないのです。基本給の部分を削って、削った分を地域手当としたということです。地域手当があったから全体が増えたというのではないということ。このように地域手当の説明を受けた記憶がございます。地域手当も、地域手当の割合にいきなりするのではなく、だんだん地域手当を増やして本体を削る。これは、基本給はそのほかいろいろなものに波及してくるので、地域手当が増えるということは、基本給を基礎にして計算するもの、例えば期末手当とか、退職手当とか、こういうことに影響してくるということもあって、一度に地域手当の割合満額にはしなかったといういきさつのようなようです。

C委員：ありがとうございます。

会長：では、G委員いかがでしょうか。

G委員：資料の読み方もよく分からずに参加しておりますが、区長が23区で一番低い、この数字を見まして、こんな低いお給料で区長はとても頑張っているというものは、本当に感謝しております。

ただ、コロナで民間の方たちも大変苦勞される方もたくさんいるということも鑑みまして、申し訳ないのですが、もう少し状況がよくなったときに区長に差し上げていただけるよう、このままでということで、私はお答えさせていただきます。

会長：G委員も、全体として据置きでやむを得ないだろうというご意見だと承りました。

H委員、いかがでしょうか。

H委員：私も区長は上げたほうがいいと思っております。というのは、やはり豊島区が子育てがしやすいとか、子を持つようなという明確なビジョンを示しながら、また教育面でも、子どもたちのために動いてくださっているということ、区民の気持ちもビジョンのとおり大きくなっているということを見ると、それに対しては上げていただきたいなという思いがあります。

全体的に見ると、この事情ですので、据置きだと思いますが、私としては区長に関してはそのように感じます。

会長：全体的な結論としては、据置きでやむを得ないと。ただ、いつなのかというと難しいですが、経済情勢その他が許すのであれば、区長については少し見直しを考え、上げたいということですね。

H委員：はい。

会長：I委員、どうぞ。

I委員：私は、少し皆さんと意見が違ふかもしれません。特にこの間目につくのが、毎日走っているIKEBUSです。ほとんどお客様が乗っていない、それを早くやめたほうがいいと私は思っています。

その経費2億9,000万が区民の税金から払われている。さらに延びていくと、また2億かかるということ。これを推進する区長の責任は重い。区長だけではないと思いますが。

西口の再開発もそうですし、大塚駅北口にも相当な税金を投入している。それで一度、区長に聞いたことがあるのですが、区長は「こういう開発をすることによって、やがて皆さんのところが潤う」というような意味のことを言われていました。トリクルダウンです。そういうことを言われたのですが、実際に今困っている人たちはどうするかということところが全然見えてこないのです。大型開発ばかり進めて、私は3年前に、病院に通うのも、買物するのも本当に大変、そういう中でコミュニティバス走らせてほしいと要望しました。それなのに全く真逆の、観光目的のIKEBUSを走らせるのか。そういうことを考えた時に、私は、いくら引き下げるは別にしても、これは引き下げるべきだと思っております。

会長：はい。B委員、どうぞ。

B委員：私も、この資料の区長の18年からの推移を見ますと、18年には、85万491円だったものが、今年の10月では83万5,171円で、12、3年経っているのに1万5,000円も給料が少なくなっているということから見ても、元に戻してあげたいいつも思っています。こういう事情ですから、結論的には、据置きでよろしいと思いますが、欲を言えば、少しでも上げてあげて差し上げたいというのが本音です。

資料をいただいて、私が少し心配していたのは、29ページに職員の方々の手当で、網掛けで新型コロナウイルス感染症に関する業務について、1日4,000円とか、従事者、一般保護業務従事手当、児童相談所の業務手当という記載がありますが、こういうのは、今までなかったものが出てきたということなのではないでしょうか。今までもあったのでしょうか。

会長：人事課長、いかがですか。

人事課長：コロナウイルス感染症の対応もそうですけれども、今年の第2回定例会で上げさせていただきます、新たにできたものでございます。

B委員：全国の医療従事者に対して、そういう手当を差し上げようとやっておりますし、やはり本当に大変だと思ったので、豊島区でもこういうことをやっているというのが分かりまして安心しました。

もう一つは、ここに就学援助認定者の推移というのが載っていますが、平成21年から令和元年、だんだん減って1,170とだいぶ下がっています。私は子ども食堂などもやっております、いろいろな方と接する機会も多くて、月に2回ほど子どもたち、民間のシングルファザー、マザーの方対象に、フードトラックというのをさせていただき、その中でいろいろな方のお声を聞くと、本当にコロナで仕事なくなった、少なくなった、給料も大変だとたくさん聞きますので、この人数が来年度はとも増えるような気がします。そういう減っていた数値についても人数は分かりませんが、増えることを考えて、区には、今たくさんいろいろなことをやってはいただいています、そういう方たちにもう少し目を配って、そういうことを少し気にとめていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

会長：B委員のご発言は資料の27、8。小学校、中学校の在学者に対する就学援助、令和元年度までのデータということでございますが、令和2年度においては、コロナによる関係で、実数が増えているであろうことが容易に想定されるということです。そういったことについての目配りもぜひお願いをしたいと。

諮問外でありますから、意見ということですが、答申書を作る時には、意見を述べてもいいということになっておりますので。

どうぞ、教育部長。

教育部長：就学援助は、B委員のおっしゃるとおり増えています。というのは、就学援助は前年の所得で収入認定しているのですが、今年度は特に特例ということで、コロナ禍の中で、収入が直近で、昨年の収入ではなく、今まさにもう収入がないという方についても特例措置で認めていますので、既に昨年度の人数を超えている状態です。B委員がおっしゃるように、就学援助の対象者は、このコロナ禍の中でやはり増えているというのが現状です。

会長：ありがとうございました。

皆様方のご意見を承りますと、諸般の事情に鑑みて、据置きでやむを得ないだろうというのがD委員、C委員、G委員、H委員、B委員の5名。それからI委員はコロナで苦しんでいらっしゃる方が多数いるので、どれくらいは別として少し下げたほうがいいのではないかとのご意見。それから、E委員とF委員は、区長についてはいくら何でも低いので、見直しができるものであれば見直しをしたらどうかというご意見でしたが、その他の特別職の給料、報酬については、据置きでやむを得ないというご意見であ

ろうと拝察いたしました。

私もこういう経済状況下ということでもあり、職員についての特別区の人事委員会勧告で給与据置きという勧告が出ているということですので、私が会長になってから2回ほど、ごく僅かですが月例給料、報酬を上げたらどうかという答申を差上げたことがあるのですが、区の執行部及び議会、議員の関係では、答申についてはありがたいが、返上ということでしたので、過去2回分のこともあり、気持ちでも上げたいという考え方もなくはないのですが、今日の経済状況に鑑みて、月例給料、報酬は据置きでやむを得ないのではないかと考えるところです。

したがって、この諮問については月例給料、報酬とも据置きという結論でお答えをしたいと思います。

なお、答申にはなりません、皆さんから出た意見は、意見の部で反映していいということになっております。一つは、区長については時期を見て、少しでも上げられるものであれば、上げることを検討してほしいというご意見。それからI委員からは、行政上の経費で見直しをすることを検討するべきであると。I委員が目にはしている中ではIKEBUSの利用率が低いので、この経費分を節約するということを検討したらどうかというご意見。あと、B委員から、就学援助などについて、区でのさらに適切な対応をぜひお願いをしたいというご意見。こういうことであろうかと思っておりますので、意見の部で、以上3点を付け加えさせていただきます。

あと答申については据置き、月例給料・報酬は据置きであるという結論ということで、答申を差し上げるということにしたいと思います。

意見については、事務局にまとめてもらおうと思っております。今、私が口頭で申し上げましたので、文章化するのに若干のお時間をいただいて、文章化できましたら事務局から読み上げてもらい、答申の本文ではなくて、意見はこの内容でよいかということをご皆さんに確認をしていただき、いいということになりましたら、意見はそれで確定をさせていただこうと思っております。

答申書については、据置きということですので、一般の職員が据置きと、それから他の区で据置きという結論が出ているところがあるのであれば、それも理由の中に入れていただけたらいかかなと思います。

いずれにしても、上げる場合と違って、据置きの場合は、理由をたくさん書く必要もないと思いますが、まず意見の部分をまとめていただくことにしようと思っております。暫時、お待ちください。

総務部長：それでは、10分間ほどお時間頂戴をさせていただいてよろしいでしょうか。

(休憩)

総務課長：会長、準備が整いました。

会長：では、会議を再開いたします。

初めに、先ほど皆さんから頂戴したご意見を答申書の意見の欄にまとめるということになっておりまして、事務局に文章化していただき、皆様の机上に配付しております。

ご覧いただきまして、この内容でよろしければご承認をいただきたいと思います。お手元に配付されたものをご一読くださるようお願いいたします。

意見の内容として、3点にまとめてございますが、意見として取りまとめて載せるということについては、この内容でよろしいでしょうか。

D委員：ちょっとすみません。

会長：どうぞ、D委員。

D委員：お一人でも意見があれば、こういうふうに掲載するのですか。

会長：そうですね。今年の場合は、意見は3点でしたが、例年、もう少し多かかったりすることもあります。せっきくのこういう機会ですので、ご意見がある場合には、答申に含まれない部分については意見ということで、書き添えさせていただいているというのが例年の例でございますので、今日出た意見のうち3点は載せるということです。

D委員：そうすると、というような意見もあったというような書き方。

会長：そういうことです。

D委員：委員会の意見というよりは、そういう意見もあったという書き込み方になるわけですね。

会長：事務局、そういうことでよろしいですか。

総務課長：そうです。

会長：先例で申し上げますと、ボーナスが高いという意見や、退職金がというような意見がありました。この審議会は特別職の給料報酬について、あと諮問があるとするならば政務活動費についてですが、本年は、給料報酬についてどうするかという諮問でしたので、答申としては据置き、若干の引上げ、引下げ、この三つしかないわけです。その結論とは直接関係ないが、こういう意見があったということ付記しているというのが例年の例で、諮問を求められた事項、そのものではありませんので、審議会としての公式意見ではなくて、審議会の中で委員からこういう意見が出たということで書き添えさせていただいているということです。

D委員：はい。了解しました。

会長：それでは、こういう意見があったということで、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：では、意見についてはこの主文で。

総務課長：ありがとうございます。

会長：本来であれば、答申書の案を事務局に作成していただいて、皆さんに一読いただいて、ご承認をいただくのですが、本年は給料報酬据置きという意見が多数でしたので、答申の主文としては、据置きと。

理由としては、経済状況と一般の職員の給料が据置きであると、この2点に尽きると思われますので、本日の会議は、この辺りで終局とさせていただき、私が申し上げたようなことを骨子とした答申案を皆様にご送付して、一定の期間にご意見がなければその内容で確定をし、区長に答申をさせていただくということにしたいと思います。

答申案につきましては、私と、私の知恵が足りない時にはB委員に知恵を借りて、事務局で原案を作成し、送付をさせていただきたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは、後日、答申案をまとめて、皆様のご意見を伺った上で、区長に答申をしようと思います。

本日は、皆様からご意見をいただき、据置きという答申の主文を導くことができました。大変ありがとうございました。

また、諮問事項の結論に直結するわけではございませんが、貴重なご意見を賜りまして、答申書にこういう意見があったということで付け加えさせていただくことになりましたので、答申の中に盛り込ませてさせていただきたいと思います。

コロナの感染者数がなかなか減らないという中、全委員の皆様にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。このような議論ができたということにつきまして、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

なお、最後に事務局から連絡があるということでございますので、よろしく願いいたします。

総務課長：本日は本当にありがとうございました。

答申書ですが、最後のページに皆様の名簿をつけさせていただきます。本来ですと、この名簿に署名捺印をいただくところではございますが、答申書に会長の公印を押して作成いたしますので、皆様の押印は省略させていただきたいと思います。

また、先ほど会長からご説明いただきましたとおり、答申案につきましては、皆様に

郵送もしくはメールにてお送りをさせていただきます。ご希望の方法を、この後、事務局にお申し出ください。

また本日の会議録につきましても案が出来上がりましたら、皆様に同じくメールもしくは郵送で送らせていただきます。皆様ご自身の発言を確認いただきまして、修正等ございましたらご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。

事務局からの事務連絡は以上でございます。本日は本当にありがとうございました。

会長：以上をもちまして、令和2年度豊島区特別職報酬等審議会を終了いたします。ありがとうございました。